令和４年度　桜橋中学校の教育を推進するための学校経営案

校長　関山　康紀

１．学校経営方針

豊かな学習の場で学ぶことで、生徒に達成感、自己有用感を感じさせることで、自らの居場所を感じ、桜橋中で学んだことに誇りをもてる学校にする。

そのために「学習・授業」を大切にして、授業規律の確立とともに確かな学力の定着により「知」の獲得、さらに「わかる・できる」という達成感を与える。「特別活動（学級活動や行事）」では社会性や協調性を養い、豊かな心「徳」の獲得を図る。また体育活動や部活動では健全な成長「体」の獲得とともに克己心や健全に努力する態度を養う。

学校は人としての生き方、在り方の基礎・基本を学ぶ場である。人権尊重の精神を基調として、個の伸長を目指すとともに、人との関わりを通して豊かな人間性を培っていくことが重要である。

また、地域の学校として、家庭や地域、近隣小学校等との連携を図りながら、保護者・地域の人々から信頼される学校づくりを推進する。

２．桜橋中学校の教育目標の具現化

人権尊重の精神を基本とし、心身ともに健康で社会に貢献し、次代を担う力を備えた生徒の育成を目指し、次のような教育目標を設定する。

・自ら考え、真剣に学ぶ生徒　【自学】
・思いやりの心をもち、互いに協力する生徒　【共生】
・心身を鍛え、健康に生きる生徒　【健全】

３．桜橋中学校が目指す学校像・生徒像・教師像

（１）目指す学校像	①安全・安心で、明るく、活気あふれる学校 ②互いに信頼しあう温かい学校 ③全教職員で生徒の夢や希望を育む学校

（２）目指す生徒像	①自分を大切にし、何事にも本気で挑戦する生徒 ②人を大切にし、協調できる生徒

（３）目指す教師像	①「生徒のために」を判断の基盤とする教師 ②自ら学び、生徒とともに成長しようとする教師

４　今年度の取り組みと方策

桜橋中学校が創立されて２０年目を迎える。地域の学校として保護者・地域からの信頼も厚く、生徒数の増加にもつながっている。

今後も、これまでの教育活動を土台にし、保護者・地域に信頼され、生徒・教職員が誇れる学校にするために以下の活動を行なっていく。

（１）生活指導の充実（授業規律・生活習慣の定着を図る。）
（２）学習指導の充実（生徒が基礎･基本を学ぶことが出来るよう学習指導に当たる。）
（３）人権尊重教育の推進（人権教育や様々な体験学習を基に思いやりの心を育てる。）
（４）特別活動の活性化（特別活動・部活動が活発に行えるようにする。）
（５）特色ある教育活動の推進（家庭や地域、近隣小学校との連携を図る。

（１）生活指導の充実

①学習効果を高めるために、授業規律の定着を図る。

②言語環境の浄化を図るとともに、あいさつを励行し、さわやかなあいさつが響き合う環境をつくる。

③規範意識を育て、集団の中で集団のあり方と自己の生き方を学び、家庭生活・学校生活に自分の役割を見いださせる生活の指導を推進する。

④いじめや差別は決して許されない行為であることを徹底し、全校体制で取り組む。

⑤スマートホォンやインターネットの適正利用に向け、関係諸機関とも連携し情報モラル教育を進める。

⑥不登校などの問題解決のために、養護教諭やスクールカウンセラー、関係諸機関と連携し、教育相談体制の一層の充実を図る。

⑦生徒理解、課題・指導方針を共有し、意欲的な生活を目指すアドバイスを行う。

⑧家庭と常に密な連携をとる（保護者の思いを共有する教育活動を）。

⑨安全指導・避難訓練等の計画・実施を通して安全対策に取り組む。

⑩常に施設や設備の点検および、環境の美化・整備に心がける。

（２）学習指導の充実

①生徒の学習意欲および学習習慣への動機づけとして、朝学習や各種コンテスト等の取り組みを推進していく。また、学習の定着のために、学力向上に向けた授業の流れ（桜橋スタディスタイル）を実践する。また、取り組みに対する適切な評価を行うことで達成感や意欲を高める。

②各教科で、言語活動の充実に取り組むとともに、思考力・表現力の育成を図る。

③数学・英語では、確かな学力の定着を図るため、少人数授業を推進する。

④ＩＣＴ活用を推進し、デジタル教科書等を活用して授業を行う。

⑤保健体育では、ＴＴを活用した授業を行う。また、保健体育科を中心にスポーツ教育の推進に努め、体力の向上を図る。

⑥学力向上推進ティーチャーを活用し、個に応じた指導を行うともに、放課後や長期休業中の学習教室を充実させる。

⑦各学力調査や定期テストの分析、日々の授業観察等から指導内容の工夫・改善を行う。

⑧教科の専門家としての教育活動の実践。パソコンやインターネット等のＩＣＴや、様々な教材機器、資料を活用した授業づくりを行う。

⑨養護教諭、栄養士、保健体育・家庭科の授業を中心に、食育を推進していく取り組みを行う。

（３）人権尊重教育の推進

①人権尊重教育研究指定校として、ブロック別連絡会で実践報告をし、研究授業や人権教育に係わる講演会を周知し公開する。

＜令和３・４年度は、東京都教育委員会の研究指定校＞

②「特別な教科道徳」の時間を要とした道徳教育の充実を図るとともに、こころざし教育（副読本の活用、立志式）を推進し、全教育活動を通じて心の教育に取り組む。

③思いやりの心をもち、正しく判断し行動できる生徒を育成する。

④一人一人の生徒に自信をもたせ、自己肯定感を高める指導を推進する。

⑤教職員の研修会を実施する中で、指導する教職員自身も人権教育に対する研修を深め、言葉遣い等の人権意識を高める。

（４）特別活動の活性化

①各種行事では、自主的な活動を重視し、生徒一人一人が所属感を高め、協力して学校　生活の充実と発展に主体的に関わる態度を養う。

②生徒会を中心に委員会活動を充実させ、朝のあいさつ運動、ボトルキャップ回収、地域清掃活動などを実施するとともに、ボランティア活動に積極的に取り組み、地域・社会に貢献する態度を養う。

③部活動を充実させ、心身を鍛え、運動・文化に親しませるとともに、克己心を養い粘り強く努力する生徒を育てる。

（５）特色ある教育活動の推進

①豊かな心の育成のための教育活動

◇本校の特色である、３年間を見通した地域・社会での体験学習の中で、相手の立場になって考えることの大切さを学ぶとともに、思いやりの心を育てる。

②地域の学校づくりを意識した教育活動

▽近隣幼稚園・小学校・高等学校との連携を推進する。

▽地域行事への参加、地域施設・人材の活用

③国際理解重点教育拠点校としての教育活動

・日本文化（茶道体験）・国際交流

５．学校運営＜教職員全員が学校経営に参画する学校づくり＞

教職員一人一人が

・教職員一人一人が専門性を生かし、魅力ある学校づくりを目指すために、学校経営への共同参画の姿勢を重視する。

教職員全員で

・学校全体のコミュニケーションを活性化し、課題の共有化を図る。

・全教職員で生徒の夢や希望を育む学校を目指す。

組織の中での働き方は

・分掌・学年・行事・研究の役割責任と他の分掌・学年等と連絡・調整を図るなど、目配り・気配りをする。

・副校長・主幹・主任を中心とした「ほう/れん/そう」と迅速な行動力を発揮する。

（１）各主幹・主任は、担当する分掌の進行管理を行い、担当者・学年主任がそれぞれの責任と協力の基に組織的な学年・学校運営を行う。

（２）学力・人権の共通の課題で校内研修を実施するとともに、各自が課題をもって外部の研修にも参加し、教科指導や人権教育等の教育活動の質の向上を図る。

（３）服務研修等を通して服務規律の厳正を図り、生徒・保護者から信頼される教育公務員としての自覚を持って全教職員で教育活動を行う。

（４）施設・設備の安全点検を適切に行うと同時に、学校内外の**環境美化と整理整頓**に努める。

（５）学年会計、部会計、事務担当、管理職による学校予算の適切な管理執行を行い、会計事故の未然防止に努める。

（６）保護者や地域に教育活動を積極的に公開するとともに、ホームページ等を活用して情報を発信し、学校、家庭、地域が連携・協力した教育活動を進める。